

①

初めてお子さんが生まれたとき、請求者が他市町村から転入したとき

→出生後15日以内に『認定請求書』を提出してください。

必要なもの

- ①請求者の健康保険証、または資格確認書等(※1)
(喜多方市の国民健康保険の方は省略できます。)
- ②請求者名義の通帳の写し
- ③請求者と配偶者の個人番号カード(マイナンバーカード)
☆個人番号カード(マイナンバーカード)がない方
⇒「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認(※2)できるものが必要です。

■請求者と児童の住所が別のときは、別途書類が必要です■

必要なもの

(A)児童の住所が別(喜多方市内)の場合

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード(マイナンバーカード)

(B)児童の住所が別(喜多方市外)の場合

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード(マイナンバーカード)
☆個人番号カード(マイナンバーカード)がない方
⇒「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされている方の本人確認(※2)できるものが必要です。

※1

資格確認書等……………保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」、マイナポータルの「資格情報画面」をダウンロードしたものと、スマホ等でマイナポータルの「資格情報画面」を表示させたもの

※2

1点で確認できるもの…個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、障がい者手帳、その他官公署から発行された顔写真付で氏名、生年月日または住所の記載があるもの

2点で確認できるもの…年金手帳、診察券その他官公署から発行された氏名、生年月日または住所の記載があるもの

②

すでに児童手当を受けている方に、第2子以降のお子さんが生まれたとき

→出生後15日以内に『額改定請求書』を提出してください。

■請求者と児童の住所が別のときは、別途書類が必要です■

必要なもの

(A)児童の住所が別(喜多方市内)の場合

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード（マイナンバーカード）

(B)児童の住所が別(喜多方市外)の場合

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード（マイナンバーカード）
- ☆個人番号カード（マイナンバーカード）がない方

⇒「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、続き
されている方の本人確認(※)できるものが必要です。

③

氏名や住所が変わったとき

→『氏名・住所変更届』を提出してください。

喜多方市内の間で住所が変わったときは、届出の必要はありません。

■住所を変更し、受給者と児童の住所が別になるときは別途書類が必要です■

必要なもの

(A)児童の住所が別(喜多方市内)の場合

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード（マイナンバーカード）

(B)児童の住所が別(喜多方市外)の場合

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード（マイナンバーカード）
- ☆個人番号カード（マイナンバーカード）がない方

⇒「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続き
されている方の本人確認(※)できるものが必要です。



※

1点で確認できるもの… 個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、障がい者手帳、その他官公署から発行された顔写真付で氏名、生年月日または住所の記載があるもの

2点で確認できるもの… 年金手帳、診察券、その他官公署から発行された氏名、生年月日または住所の記載があるもの

④ 登録している金融機関を変更したいとき

→『金融機関変更届』を提出してください。

必要なもの

- ・変更する通帳の写し（受給者以外の方への変更はできません。）

⑤ 受給者が他市町村に転出するとき

→『消滅届』を提出してください。

必要なもの

- ・必要な書類等については転出先の市区町村担当課へお問い合わせください。
- ※転出先の市町村で新たに『認定請求書』の提出が必要です。
- 転入後15日以内に手続きしてください。
- ※転出される月までの児童手当は喜多方市で支給します。
- 振込が終わるまで（1～2ヶ月後）は、現在登録している口座を解約しないでください。

⑥ 受給者が公務員になったとき

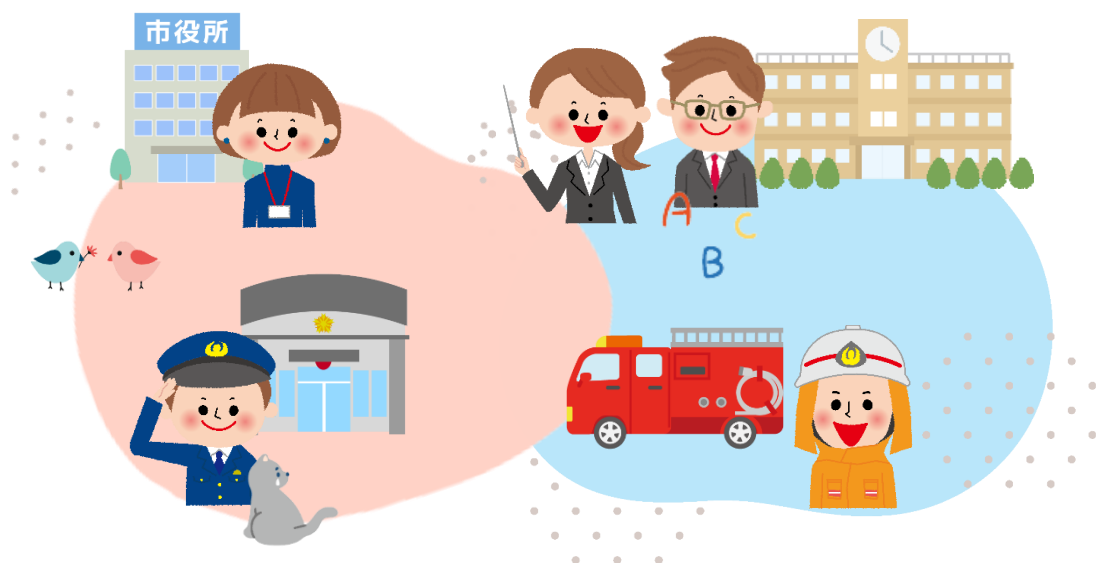
→『消滅届』を提出してください。

※勤務先で新たに『認定請求書』の提出が必要です。

辞令発令日から15日以内に勤務先で手続きしてください。

消滅届で必要なもの

- ・辞令発令日がわかる書類（辞令の写し等）



→『認定請求書』を提出してください。
※退職した日から15日以内に手続きしてください。

必要なもの

- ①請求者の健康保険証、または資格確認書等(※1)
(喜多方市の国民健康保険の方は省略できます。)
- ②請求者名義の通帳の写し
- ③請求者と配偶者の個人番号カード(マイナンバーカード)
☆個人名番号カード(マイナンバーカード)がない方
⇒「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認(※2)ができるものがが必要です。
- ④退職した日がわかる書類(辞令の写し等)

※1

資格確認書等…………… 保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」、マイナポータルの「資格情報画面」をダウンロードしたものとスマホ等でマイナポータルの「資格情報画面」を表示させたもの。

※2

1点で確認できるもの… 個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、障がい者手帳、その他官公署から発行された顔写真付きで氏名、生年月日または住所の記載があるもの

2点で確認できるもの… 年金手帳、診察券、その他官公署から発行された氏名、生年月日または住所の記載があるもの

